



委員会提出議案第1号

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

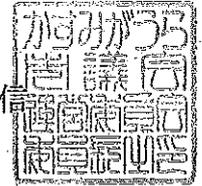
上記の議案を別紙のとおり、かすみがうら市議会会議規則（平成17年議会
規則第1号）第14条の規定により提出します。

平成29年12月12日

かすみがうら市議会

議長 中根光男 様

提出者 議会運営委員会
委員長 小座野 定



提 案 理 由

常任委員会の所管について見直しを行うため、この条例を制定するものである。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものである。

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例

かすみがうら市議会委員会条例（平成17年かすみがうら市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)」に改め、同条第2項第1号中「会計課、市民部のうち税務課及び納税課並びに監査委員事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属しない事項」を「会計課及び監査委員事務局の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項」に改め、同項第2号中「市民部（税務課及び納税課の所管に属する事項を除く。）」を「市民部」に改め、同項第3号中「環境経済部、農業委員会事務局、土木部及び上下水道部の所管に属する事項」を「都市産業部、建設部及び農業委員会事務局の所管に関する事項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

かすみがうら市議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 6人 市長公室、総務部、消防本部、<u>会計課、市民部のうち税務課及び納税課並びに監査委員事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属しない事項</u></p> <p>(2) 文教厚生委員会 5人 <u>市民部(税務課及び納税課の所管に属する事項を除く。)</u>、保健福祉部及び教育委員会事務局の所管に関する事項</p> <p>(3) 産業建設委員会 5人 <u>環境経済部、農業委員会事務局、土木部及び上下水道部の所管に属する事項</u></p>	<p><u>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 6人 市長公室、総務部、消防本部、<u>会計課及び監査委員事務局の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</u></p> <p>(2) 文教厚生委員会 5人 <u>市民部</u>、保健福祉部及び教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 産業建設委員会 5人 <u>都市産業部、建設部及び農業委員会事務局の所管に関する事項</u></p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>